**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第335号）**

**〔　採点基準不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和３年３月19日）**

**第一　審査会の結論**

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和元年９月24日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　（行政文書公開請求の内容）

　　　別添の「平成30年度　社会採点基準　再確認」（令和元年６月13日付け教高第1921号による公開文書）には、「『記述問題では（略）』の文言がなかったので修正する」とあるが、府立○○高校における平成30年度入試において、当該修正内容が採点者に共有されず、公正公平な採点が為されなかったことがわかる文書。

　２　令和元年10月11日付けで、実施機関は本件請求に対し、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、「本件請求文書は、作成していないため管理していない。」との理由を付して、審査請求人に通知した。

　３　令和元年10月21日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

審査請求の理由

　平成29年度における○○高校○○を被告とする○○地裁○○平成○年（○）第○号「○○事件」における被告第２準備書面１頁によれば、「原告の指摘を受けて再度の教科会議が開かれたが、その結果については、基準の変更や再度の採点が必要ない旨、校長及び教頭が教科代表より報告を受けて」いることがわかる。

この報告を受ける際に、本件請求による「公平な採点が為されなかったことがわかる文書」が作成されているはずであり、当該文書の公開を求める。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

１　弁明の趣旨

　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

　　　本件審査請求の理由として、「原告の指摘を受けて再度の教科会議が開かれたが、その結果については、基準の変更や再度の採点が必要ない旨、校長及び教頭が教科代表より報告を受けて」いることをあげ、審査請求人は、報告が文書化されていることを前提としている。

　　　しかし、この報告は、再度の教科会議の結果報告であり、その文書化について規定はなく、実際に、当該教頭からは口頭で報告を受けたということを確認している。

　　　したがって、審査請求人が求める文書は作成しておらず、存在しない。

３　結論

　　　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、○○高校○○を被告とする訴訟の準備書面に、入学者選抜における採点について、「原告の指摘を受けて再度の教科会議が開かれたが、その結果については、基準の変更や再度の採点が必要ない旨、校長及び教頭が教科代表より報告を受けて」いると記載されていることを根拠として、この報告を受ける際に、「公平な採点が為されなかったことがわかる文書」が作成されているはずであると主張している。

実施機関は、教科代表から教頭への再度の教科会議の結果報告について、事実関係についても調査を行った上、当該教頭からは口頭で報告を受けたと確認していること、その文書化について規定等がないことから、審査請求人の求める文書は作成しておらず不存在である旨主張している。

審査請求人の求める文書は通常存在するとは考えられず、実施機関の主張に不自然な点はないことから、本件決定は妥当である。

３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　正木 宏長、井上 理砂子、田積 司、久末 弥生